

野村アジア成長国株ファンド（愛称:ネオアジア） 信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「野村アジア成長国株ファンド（愛称:ネオアジア）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託を終了（繰上償還）することをご提案いたします。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の成立が必要となります。

このお知らせは、投信法第 17 条第 2 項および第 20 条第 1 項の規定に基づき、当ファンドの信託終了（繰上償還）（以下「本議案」といいます。）に関する議決権を行使できる受益者の皆様にお送りしております。当書面および別紙の「書面決議参考書類」をお読みいただき、本議案の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」の記載内容にしたがいご記入の上、ご郵送くださいますようお願い申し上げます。

謹白

<記>

1. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

当ファンドにつきましては、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）第 48 条において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合には、以下に規定する書面決議の成立（本議案の可決）をもって、受託者と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させることができると規定しています。

現状、当ファンドの受益権の口数は 30 億口を下回る状態が継続し、受益権の口数が減少してきており（平成 27 年 1 月末現在の受益権の口数は約 1.5 億口）、今後、このような受益権の口数と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

2. 書面決議手続きおよび日程

① 書面決議に係る受益者確定日	平成 27 年 3 月 9 日（月）
② 書面決議に係る議決権行使期限	平成 27 年 4 月 22 日（水）（必着）
③ 書面決議の日	平成 27 年 4 月 23 日（木）
④ ご提案する信託終了（繰上償還）予定日	平成 27 年 7 月 28 日（火）

* 当ファンドの信託終了（繰上償還）に関するお知らせを、電子公告の方法により、次のアドレス（弊社ホームページ上）に平成 27 年 3 月 6 日に掲載しております。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

本議案の議決権を行使できる受益者は、平成 27 年 3 月 9 日現在の当ファンドの受益者です。
該当する受益者の方は、本議案に対して書面をもって議決権を行使することができます。

※ 平成 27 年 3 月 6 日以降のお申込みにより取得された受益権および平成 27 年 3 月 5 日以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については、本議案に関する議決権はございません。

なお、議決権行使をされない受益者は、約款第 48 条第 3 項の規定により、信託終了（繰上償還）について賛成するものとみなされます（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合、または上記②の議決権行使期限までに書面が到着しなかった場合も同様に信託終了（繰上償還）について賛成するものとみなされます。）。

※ 議決権行使書面を返送されない場合、信託終了（繰上償還）について賛成するものとして取り扱われます。

3. 書面決議の結果

- (1)本議案が可決(賛成する受益者(賛成とみなされた受益者を含みます。以下同じ。)の受益権の合計口数が、上記①の受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上)となった場合

当ファンドは、平成27年7月28日(火)に信託終了(繰上償還)いたします。
償還価額は、平成27年7月28日(火)の基準価額となります。
なお、償還金の支払いは、平成27年7月29日(水)からを予定しております。

- (2)本議案が否決(賛成する受益者の受益権の合計口数が、上記①の受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満)となった場合

当ファンドは信託を終了(繰上償還)しません。

※上記のいずれの場合も、書面決議終了後、速やかに電子公告等にてお知らせいたします。

- (注1) 議決権行使書面の記入内容に不備等がある場合には、無効となる場合がありますのでご注意ください。議決権行使に際しては、議決権行使書面の「ご注意事項」をよくお読みください。
- (注2) 書面決議にかかる議決権行使に際して弊社が収集した情報は、当書面に記載された手続き以外の目的には利用いたしません。
- (注3) 原則として、受益権を統一しないで行使することはできません。ただし、他人のために受益権を有する者である場合には、受益権を統一しないで行使することができます。その際には、書面決議の3日前(平成27年4月20日午後3時)までに取扱販売会社に対して賛否の受益権口数および受益権を統一しないで行使する理由をお知らせください。
- (注4) 同一の受益者の方が本議案につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。

4. 書面決議後の手続きについて

本議案が可決され、信託終了(繰上償還)が決定した場合でも、信託終了(繰上償還)までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金(解約)のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該委託者に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投信法第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託者に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

<当ファンドの信託終了(繰上償還)等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社(電話受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
サポートダイヤル 0120-753104

以上